

／ 早わかり ／

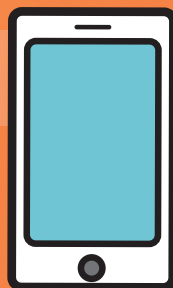
デ ジ タ ル

遺言ガイド

デジタル遺言はどうやって作るの？

作成したデジタル遺言はどうなるの？

これまでの遺言制度との違いは？



はじめに

「民法等の一部を改正する法律」が令和8年6月17日に成立し、相続対策に有効な遺言の制度が大きく見直されることになりました。改正法では、新しい遺言の方式としてパソコン等で遺言書の作成を行う「デジタル遺言」が認められたほか、遺言に関する各種の押印要件を廃止するなど、遺言制度の現代化が行われています。

高齢化により我が国は多死社会を迎えています。亡くなる方の数だけ相続が発生し、財産の承継が生じることとなりますが、報道等によれば、何も対策をしていないという方が残念ながら多数を占めているようです。

相続の現場に立つ専門家の立場からすれば、相続は一般的に考えられているほど簡単ではありません。たとえば、夫婦と子供2人で構成される家族が、夫名義の自宅を相続する場合を想定してみます。夫名義の自宅は夫が亡くなると、法定相続分に基づいて妻と子2人の共有となります。妻としては引き続き自宅に居住する必要があるため、自宅は引き継ぎたいところですが、遺産分割協議において子2人に認めてもらう必要があります。快く認めてくれるケースもあるでしょうが、対価を要求されることもありえます。夫が遺言書を作成しておき、自宅を妻に相続させることを明確にしておく、妻としてはかなり助かることになります。

本冊子はデジタル遺言を中心として今回の改正について解説するほか、遺言書の実際の活用のされ方などについても解説をしています。手に取ってくださった方々が遺言書について考えるきっかけになれば幸いです。

目 次

1	「デジタル遺言制度」ができました！	4
2	デジタル遺言の作り方	6
3	作成したデジタル遺言はどうなる？	8
4	デジタル遺言の撤回	10
5	デジタル遺言以外の改正点	12
6	特別方式の遺言の見直し	14
7	成年後見制度と遺言書の関係	16

8	これまでの遺言制度と デジタル遺言の比較	18
9	遺言書の有無と相続手続	20
10	遺言書を作るとよいケース	22
11	会社の経営と遺言書の関係	24
12	遺言書は急いで作らないといけない？	26
13	遺言書の作成は誰に相談すればいい？	28
14	遺言書に書かれたことは 誰が実行する？	30

(注) 本冊子の内容は令和8年7月1日現在の法令等および「民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）」によります。



「デジタル遺言制度」が できました！

Q

「デジタル遺言」が解禁されたというニュースを見ましたが、
どのような制度が始まるのでしょうか？

A

令和 8 年に民法が改正され、新しい遺言書の作成方式として「デジタル遺言」が認められることになりました。簡単にいうと、一定の要件のもとパソコンなどで遺言書を作成することができるようになります。

高齢化が進み、多くの方が相続対策を進めるなかで遺言書の作成を検討されていますが、有力な選択肢が誕生したといえます。

1. 「デジタル遺言」ってなに？

「デジタル遺言」という言葉を聞いても「パソコンやスマホで作るのかな？」「映像でも認められるのかな？」などと、人によって抱くイメージはさまざまだと思います。「デジタル遺言」は、これまで認められてきた自筆証書遺言や公正証書遺言に加えて、新たな選択肢となる遺言書の作成方式です。デジタル遺言は法務局で保管されることから、民法では「保管証書遺言」と呼ばれています。

デジタル遺言は、全文等の自書が求められる自筆証書遺言とは異なり、パソコンやスマートフォン（以下「スマホ」といいます）で遺言書の文章を打ち込み作成します。

自筆証書遺言	遺言者が全文・日付・氏名を自書し、押印して作成する
公正証書遺言	公証人関与のもと作成する
+	
デジタル遺言	遺言者がパソコンやスマホを利用して作成する

なお、「特別方式の遺言」といって、死の危険が差し迫ったなど特別な状況にある人に認められる遺言書の作成方式については、一定の要件のもと、録音・録画を活用した遺言書の作成が認められるようになります（14ページ参照）。

2. デジタル遺言制度はいつから始まるの？

デジタル遺言を認めるための民法の改正法（民法等の一部を改正する法律）は令和8年6月に国会で成立し、デジタル遺言制度は令和11年頃に施行される見込みです。これから遺言書を作成しようと考えている方は、法律の改正に注目しつつ、デジタル遺言での作成も検討するとよいでしょう。

なお、デジタル遺言の制度がスタートしても、すでに作成している遺言書に影響はありません。

3. デジタル遺言で何が変わるの？

デジタル遺言が認められることで、遺言書の実務も大きく変わることが予想されます。これまでは、財産が多く、その分け方も複雑になる方については公正証書遺言を作成し、比較的シンプルな遺言の内容の方は自筆証書遺言を作成する傾向がありました。

デジタル遺言制度が始まると、複雑な内容であってもパソコンなどを利用して作成することができるため、これまで公正証書遺言を作成していた層の方がデジタル遺言を選択することが考えられます。

また、現在もテレビや SNS などを通じて盛んに遺言作成や生前対策などのサービスが宣伝されていますが、デジタル遺言制度がスタートすれば、より活発化することが考えられます。これらの宣伝を見た方がスマホからそのまま遺言書の作成画面に移行して、作成が完了するというようなサービスも考えられますが、家族の誰も知らない間にデジタル遺言が作成されていたというようなことがあるかもしれません。

デジタル遺言は便利な反面、しっかりと知識を身につけて自身に適しているかを判断していく必要があります。



2

デジタル遺言の作り方

Q

デジタル遺言はどうやって作るのでしょうか？

A

デジタル遺言を作成するには、まずパソコンやスマホで遺言の内容を入力することから始まります。作成した遺言書はデータのまま、あるいは紙にプリントして法務局に保管してもらうことで、法律上、有効なものとなります。

1. デジタル遺言の作成の流れ

デジタル遺言の作成は、まずパソコンやスマホで遺言の内容を入力することから始まります。パソコンなどで作成した遺言書のデータはそのままでは遺言書として有効なものとはならず、法務局に保管してもらうことで、法律上、有効なデジタル遺言となります。

デジタル遺言作成の主な流れは次のとおりです。

【デジタル遺言作成の主な流れ】

- ① 遺言の内容を検討する
↓
- ② パソコンなどで遺言書のデータを作成する
↓
- ③ データを紙にプリントして署名する、またはデータに電子署名を行う
↓
- ④ 法務局へデジタル遺言の保管を申請する
↓
- ⑤ 遺言書保管官に対して遺言書の全文を口頭で述べる
↓
- ⑥ 法務局で遺言書が保管される
↓
- ⑦ 法律上、遺言書として有効となる

2. デジタル遺言の提供方法

デジタル遺言は法務局に保管してもらうことで、法律上、有効な遺言書となります。保管申請時には、パソコンなどで作成した遺言書の①データを紙にプリントして署名したものか、②データに電子署名を行ったものを提供することになります。

「電子署名」とは、紙で作成された文書でいう「署名」や「押印」に相当するもので、電子文書について「誰が作ったか」、「改ざんされていないか」などを確認することができるようになる仕組みです。マイナンバーカードを使って税務申告等の公的手続を自分でしたことがある方であれば、電子署名を行った経験があるかもしれません。
(注) 具体的な電子署名の方法は今後公表される予定です。

3. 法務局への保管の申請

遺言者は以下の情報を提供し、法務局へデジタル遺言の保管を申請します。

【保管を申請するときに提供する情報】

- ① 遺言者の氏名、住所、生年月日、本籍（外国人の場合は国籍）
- ② 受遺者、遺言執行者を記載・記録しているときは、氏名または名称、住所

また、申請にあたり上記の情報を証明する住民票などを提供する必要があります。

4. 遺言書保管官による本人確認

遺言者は法務局の遺言書保管官に、デジタル遺言の全文を口頭で述べる必要があります。この際、遺言者の本人確認のため、原則として遺言者は法務局に出向いて遺言書保管官に対しマイナンバーカードなどの本人確認書類を提示します。

ただし、遺言者から申し出があり、遺言書保管官が相当と認めたときは、遺言書の口述や本人確認を、ウェブ会議システムを利用して行うことが可能とされています。身体が不自由な方にとっては負担が軽くなるといえます。

(注) ウェブ会議システムの詳細は今後公表される予定です。

5. デジタル遺言の保管

上記 4. の手続きが終わったら、紙で提出された遺言書については原本が法務局において保管され、データで提供された遺言書については所定の電子ファイルとして保管されます。

作成したデジタル遺言は どうなる？

Q

作成したデジタル遺言は、その後どうなるのでしょうか？

A

デジタル遺言は遺言書保管官による遺言者の本人確認等を終えた後、法務局において保管されます。保管されたデジタル遺言の取扱いは、遺言者の生前と死後とで異なります。



1. 生前に閲覧できるのは遺言者だけ

遺言者は生前、法務局に保管された自身のデジタル遺言を閲覧することができます。いったん遺言書を作成した後に、自分が作成した遺言書の内容を確認したいというニーズがあるためです。もっとも、デジタル遺言の内容を正確にデータとして残しておけば、閲覧する手間を省くことができます。

閲覧は法務局に出向いて行うことが原則ですが、遺言書保管官が相当と認めるときは、ウェブ会議システムを利用して行うことができます。

遺言者の生前にデジタル遺言が閲覧できるのは遺言者本人のみです。親族などに閲覧を認めると、遺言者に不当に圧力をかけるなどの事態が生じるおそれがあるためです。



2. 遺言者の死後の取扱い

遺言者の死後においては、デジタル遺言を円滑に相続手続に利用できるように、さまざまな取扱いがなされます。

(1) 「遺言書保管事実証明書」の交付の請求

遺言者の死後、相続人や受遺者、遺言執行者（以下「相続人等」といいます）は、遺言書が存在するかどうか確認するために、法務局に対して保管の事実の有無を確